

# 防災気象情報発令時の対応について

智辯学園中学校・高等学校

2026年6月改定

## (1) 奈良県（五條・北部吉野地方）の五條市北部に「暴風警報」、レベル3以上の「大雨警報」のいずれかが発令されている場合、または紀の川（吉野川）にレベル3以上の「氾濫警報」が発令されている場合

- ・ 午前6時までに解除されたときは平常授業とする。
- ・ 午前6時の段階で解除されていないときは、その日を臨時休業日とし、リモート授業(3コマ+HR)を行う。ただし、身の安全を守る必要があるような悪天候の場合には、リモート授業を中止する、コマ数を減らすなど状況に応じて対応する。

## (2) 学校は通常授業を行っているが、居住地域に「暴風警報」、レベル3以上の「大雨警報、土砂災害警報、氾濫警報」のいずれかが発令されている場合

- ・ 警報が解除されるまでは自宅待機とし、家庭学習とする。
  - ・ 警報が解除されても登校できない状況にあるときは、その旨を学校に連絡し、遅れて登校するか家庭学習とする。その判断については保護者に一任する。
- ※ 通常授業を行っている場合は、リモート授業は行わない。

## (3) その他の警報が発令されている場合

- ・ 平常通り授業を行うが、地域の状況に応じて登校するか否かの判断は保護者が行う。登校を見合わせる場合は、必ず学校にその旨を連絡する。

## (4) 警報は発令されていないが、公共交通機関の運転が見合わせになった場合

- ・ 通学に利用している公共交通機関が運転見合わせで、代替の交通機関によっても登校が困難な場合は自宅待機とする。また、午前9時までに遅延等を含め運転が再開された場合、もしくは、登校の手段がある場合は、十分に安全を確保するようにして登校する。ただし、午前9時以降も登校が困難な場合は、家庭学習日とし学校に連絡する。
- ・ 公共交通機関が計画運休を発表しているときは、警報発令の有無にかかわらず、リモート授業に切り替える可能性がある。(前日に決定する)

## (5) その他

- ・ 季節性インフルエンザなどによる学級閉鎖、臨時休業の場合もリモート授業を行う場合がある。